

令和8年度
新潟市子ども条例周知・啓発等業務委託
仕様書

新潟市

こども未来部こども政策課

1 業務名

新潟市子ども条例周知・啓発等業務

2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的及び基本的な考え方

目的

令和4年4月に施行された新潟市子ども条例（以下「本条例」という。）は、全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちを実現することを目的に、子どもが有する基本的な権利やこれを保障するためのおとなの責務等を定めたものである。

本条例の内容や令和6年8月に設置した子どもの権利相談室について、権利の主体である子どもや、子どもを取り巻くおとなを含むすべての市民に幅広く周知し、条例の趣旨や相談室の概要を理解してもらうとともに、さらなる周知による認知度の向上を図ることを目的とする。

条例施行5年目となる令和8年度においては、「本条例の周知」とともに、「子どもの権利相談室の活動報告」や「中学生の子どもの意見表明」などを行う周知啓発イベント等を実施するとともに、これまで行ってきた幅広い世代に向けた周知・啓発を継続し、子どもの権利や子どもの権利相談室の周知を図る。

4 周知啓発イベント

- ・実施日時及び会場、実施内容、出演者については委託者が決定し、企画の決定や会場の予約を行う。
- ・実施会場利用料については委託者の負担とする。
- ・その他、当日使用する資材の準備経費や搬出費用、使用する備品等は受託者負担とする。
- ・イベント案は、実施形態や内容、コンセプトなど今後変更となる場合がある。

<イベント概要（案）>

- ・日時：令和8年11月14日 10:00～16:00（予定）
- ・会場：イオンモール新潟亀田インター 1階 マリンコート
（新潟市江南区下早通柳田1丁目1番1号）
- ・実施内容：
新潟市子ども条例の紹介、子どもの意見表明（トークセッション）、
こども参加型の取組（子どもの権利に関する塗り絵・缶バッジ制作、ミニゲーム等）
- ・集客目標：300名
- ・レイアウト：「【資料】周知啓発イベント レイアウト図（案）」のとおり

5 受託者の委託業務内容

(1) 周知・啓発計画の作成

受託者は、委託者の本条例に係る令和8年度全体事業スケジュールを踏まえ、各周知・啓発対象に対する具体的な年間周知・啓発計画を策定し、委託者の承認を得ること。

(2) 周知啓発イベントの準備調整・運営

・委託者において計画している周知啓発イベントにて、委託者が決定した企画に沿って事前準備及び当日の運営・記録、広報、集客につながるような独自企画を行うこと。

・委託者及び実施会場の管理者等との事前調整を行うとともに、イベント当日に集客につながるような独自企画のブースを提案し、当日の運営及び記録（写真動画撮影）を行うこと。

なお、独自企画のブースを提案するうえで、以下の内容を考慮し一切の経費は受託者の負担とすること。

<出展ブース概要>

・提供可能なスペース（想定）

イオンモール新潟亀田インター 1階 マリンコート
面積 15 m² (2.5m×6m)

・出展時間：13：00～16：00

・記録時間：10：00～16：00

・ブース内容

本条例に関連した内容で家族や友人など来場者が楽しめる内容とする。また、本業務で作成したノベルティを参加者へ記念品として配布することを想定している。

・人員

ブース運営は、過去の他事例の広報イベントなどでの実績を持ち、円滑な運営を行うスキルを持つ人材を用意すること

・その他

「【資料】周知啓発イベントレイアウト図（案）」に記載の必要什器は、委託者にて会場管理者より借用を想定している。

なお、会場の詳細は、参考 URL <https://www.aeon.jp/sc/niigatakameda-inter/info/info-saiji/>を参照すること

(3) 条例及びイベント等の広報

・本条例施行後の周知・啓発の取組状況を踏まえ、本条例及び子どもの権利相談室の趣旨を幅広い世代に理解してもらい、自分ごととして捉えてもらうため、受託者の創意工夫により広報を行うこと。

・広報に係る掲載費のほか制作費などの一切の経費は受託者の負担とすること。

・子どもを含む市民全体に対する周知啓発であることを踏まえた上で、受託

者にて周知方法を提案すること

- ・周知内容は、周知啓発イベントの詳細を中心に子ども条例についても紹介し、興味を引くデザイン・文言を使用することで集客につながるよう留意して記事を制作すること。
- ・本市が全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちというイメージを踏まえて制作すること。
- ・子ども及び現役で子育てを行っている世代（20～40代）をメインターゲットとしつつ、幅広い世代にも訴求できるよう考慮すること。
- ・実施期間は、令和8年7月から11月を想定し、委託者と協議のうえで詳細な時期を決定すること。
- ・周知方法は、マスメディアやSNS広告・Web広告、広報紙面やWeb紙面への掲載、デジタルサイネージ等とし、受託者の判断で提案すること。
- ・各方法を提案する際に、その効果・目標値を具体的に設定し、提案すること。

<各手法の留意事項>

a SNS広告（Instagram、Xなど）・Web広告

利用が見込まれる世代（子ども及び小・中学生がいると推定される家族）をターゲットにして実施すること。

- ・新潟市在住、男女、10歳代以上をターゲット設定
- ・推定リーチ数 100,000人以上（表示）

b 広報紙面（雑誌、フリーペーパーなど）やWeb紙面への掲載

(a)内容

- ・効果的な周知を図るため、新潟市内に幅広く配付・流通している新聞、フリーペーパー、雑誌、Web紙面等の記事広告などを提案すること。（紙媒体の場合は、4万部以上の発行・配布を目安とする）
- ・広告記事のサイズおよび掲載回数は1回以上。掲載スペースは紙面全面とすること。
- ・Web紙面の場合は紙媒体と同等の規模を持つこと。今後行われる審査会において、インプレッションを記載すること。

(b)記事の掲載

- ・適切な時期に記事を展開する期間を設定し、掲載すること。
- ・10月から11月にかけて1回以上掲載すること。

c デジタルサイネージ

子どもや親子が利用する施設・店舗が集うエリアにおける一定期間の広報を実施すること。

(a)エリアの選定

万代エリアや新潟駅前エリアなどの一定の範囲で、1日の通行量が20,000人を超える場所が含まれていること。

(b) 期間

11 月中に 2 週間以上実施すること。実施時期については受託後に委託者と協議のうえ決定する。

(c) 内容

子どもの権利相談室公式キャラクター「ここうさ・ここねこ」を強調した内容で、複数の媒体や手法を組み合わせることで通行人等の興味を引き付ける媒体及びデザインとすること。

(使用媒体例：屋外看板+デジタルサイネージ+ノベルティ配布など)

- ・2 週間連続して掲示すること
- ・2 ヶ所以上に掲示すること
- ・休日に多くの利用者が見込めるエリアであること

(4) アンケート調査及び集計

本条例及び子どもの権利相談室の認知度把握するためのアンケート調査を令和 8 年度末までに（令和 8 年 12 月想定）実施すること。

ア 実施方法等

- ・アンケート項目は委託者にて設定すること。
- ・アンケートは WEB フォームで実施することを前提とし、当該フォームは受託者にて制作すること。
- ・アンケートの集計は受託者にて行い、集計内容を報告書にとりまとめ、たうえで委託者に報告すること。

イ 留意事項

- ・広報媒体を活用した周知・啓発業務における SNS 等との連携を図りながら、より多くのユーザーにリーチし、回答率の向上に努めること。
- ・回答率を向上させるため、抽選で一定数の回答者に景品を提供することとし、景品の取得に係る費用及び発送費等は受託者が負担すること。

(5) パンフレットの制作

現行の本条例のパンフレットをより分かりやすくするため、「やさしい日本語」の表記やそれぞれの対象を考慮したうえでのデザインを提案し、以下の規格、数量、工程、現行パンフレット（掲載先：https://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/ninshin/info/kodomo_jo_urei.html）を参考にパンフレットを制作すること。

なお、制作に際しては、パンフレット原稿案は本市で作成する。

デザインは、本条例と類似の条例を制定している先行他都市の取組を研究し、委託者が提案すること。

なお、規格、数量、工程については、発注段階での予定であり、委託者及び受託者協議のうえに変更となる可能性がある。

ア 規格等（各対象共通）

- ・ 寸法：A4
- ・ 頁数：12 頁
- ・ 印刷：オールカラー（4C）
- ・ 用紙：マットコート 90kg 相当

イ 対象・数量

- ・ 小学生向け 36,500 部
- ・ 一般向け 20,900 部

イ 制作工程

時期	委託者	受託者	備考
R 8. 7 中旬	基本コンセプトの協議		プロポーザルの提案内容を踏まえる
R 8. 8 月上旬	パンフレット下原稿制作	下原稿受領 → 初校制作	
R 8. 8 月上旬	初校確認	← パンフレット 初校制作	
R 8. 8 月中旬	初校戻し	→ 初校修正反映	
R 8. 9 月上旬	二校確認	← 二校制作	
R 8. 9 月中旬	二校戻し	→ 二校修正反映	印刷製本
R 8. 10 月上旬	納品受領	← 完成版納品	

(6) ノベルティの製作

11 月の「子どもの権利推進月間」前後に実施される各種イベントで配布する、子育て世代のほか幅広い世代の興味を引くノベルティを製作する。手に取ってもらうことで「新潟市子ども条例」及び「子どもの権利相談室」を知り、興味関心をもつきっかけづくりとする。

ア ターゲット

子ども及び現役で子育てを行っている世代（20～40 代）をメインターゲットとしつつ、幅広い世代にも訴求できるよう考慮する。

イ 内容

- ・ 幼児まで使用できる物品（例：色塗りができるバック、カラーペンシル、フレイクシール等）。安全性が担保され持ち運びしやすいこと。子どもの権利相談室公式キャラクター「ここうさ・ここねこ」などを使用した子ども向けの優しいデザインとすること。「新潟市子ども条例」の文言及び子ども条例HPにリンクする 2 次元コードを可能な限り含めること。
- ・ 小学生が日常的に学習などで使用できる文房具（例：ノート、クリア

ファイル等)。安全性が担保され持ち運びしやすいこと。子どもの権利相談室公式キャラクター「ここうさ・ここねこ」などのイラストを用いるなどした子ども向けの優しいデザインとすること。「新潟市子ども条例」の文言及び子ども条例HPにリンクする2次元コードを可能な限り含めること。

- ・中学生からおとなまでが日常的に使用できる物品(例:カラー付箋、メモ帳等)。安全性が担保され持ち運びしやすいこと。「新潟市子ども条例」の文言を含めること。

ウ 数量

- ・幼児向け 500 個
- ・小学生向け 1,000 個
- ・中・高生からおとな向け 500 個

エ 留意事項

- ・ポケットティッシュは除くこと。
- ・ターゲットの興味を引く物品、デザインを提案すること。
- ・過去に制作したノベルティ(オリジナル自由帳、フレイクシール、付箋、定規、クリアファイル)を可能な限り除くこと。
- ・小学生向けは9月中旬までに納品すること。その他は10月末までに納品すること。

(7) 成果品及び納品

上記業務について、次のとおり成果品を納品すること。なお、成果品のうち、PDFについては、Adobe Acrobat DC 2017以降、Microsoft Word及びExcelについては、Office2013以降、Adobe Illustratorについては、Illustrator17以降のバージョンとし、CD-R等の記録媒体により納品することとする。

ア 周知・啓発計画

- ・最終校PDF及びExcelデータ

イ 新潟市子ども条例周知啓発イベント(仮称)の運営・調整、広報

- ・当日の集客状況を記載した実施結果報告書(PDFデータ)
※PDFデータはWEB掲載を想定し複数の圧縮率で提出すること
- ・当日の様子を写真(jpg、png)や動画で納品すること

ウ 子どもの権利相談室紹介チラシの制作

- ・最終校PDF及びaiデータ

エ 広報媒体を活用した周知・啓発

- ・広報に係るコンテンツPDFデータ
- ・SNS広告及びスポットCM等については、掲載期間やリーチ状況等をまとめた実績報告書(PDFデータ)
- ・動画については解像度1080p以上、アスペクト比縦:横=9:16
DVD及びデータでの納品

- オ 本条例の認知度に係るアンケート調査
 - ・WEB フォームスクリーンショット等 PDF データ
 - ・アンケート調査集計結果 Excel データ（表・グラフによりまとめ、回答生データを別シートに含むこと）
 - ・アンケート調査結果報告書（PDF 及び Word データ）
- カ 企画提案による周知・啓発
 - ・提案内容により委託者、受託者の協議により決定する。
- キ 事業完了後
 - ・委託事業全体の成果をまとめた実績報告（PDF データ）
 - ・ア～カの各種データを格納した CD-R

(8) その他、企画提案による周知・啓発

ア 自由提案

(ア) 内容

上記項目以外の効率的かつ効果的な周知・啓発等業務を受託者のみ企画・制作及び実施すること。

(イ) 留意事項

- ・独自性を発揮した効果的な提案を行うこと。
- ・本事業の目的を踏まえたうえで、自由提案における目的やターゲット、効果を明確にすること。
- ・具体性のある実現可能な提案とすること。
- ・実施内容は委託者と協議の上、決定すること。
- ・委託者が従事者を配置する必要がある場合は、必要な従事者数について委託者と協議を行った上、十分な期間を設けて事前準備を行うこと。

6 共通留意事項

- (1) 委託者は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、必要に応じて双方協議の上変更することができるものとする。
- (2) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告・協議を行うこと。
- (3) 本業務において、本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議すること。
- (4) 業務実施に当たっては、業務に精通し、全体の掌握・監督を行う責任者を配置するとともに、委託者と随時協議を行い、委託業務を進めること。
- (5) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先を新潟市内に本店、支店、または営業所等があり、かつ、新潟市入札参加資格者名簿（令和 8 年 4 月）に登録されている者とするに努めるとともに、以下の点を明確にして、あらかじめ本市の承諾を得ること。

- ア 再委託する業務の範囲
- イ 再委託する合理性及び必要性
- ウ 再委託先の業務履行能力
- エ 再委託業務の運営管理方法

(6) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、委託者は契約を解除して損害の賠償を請求することができる。

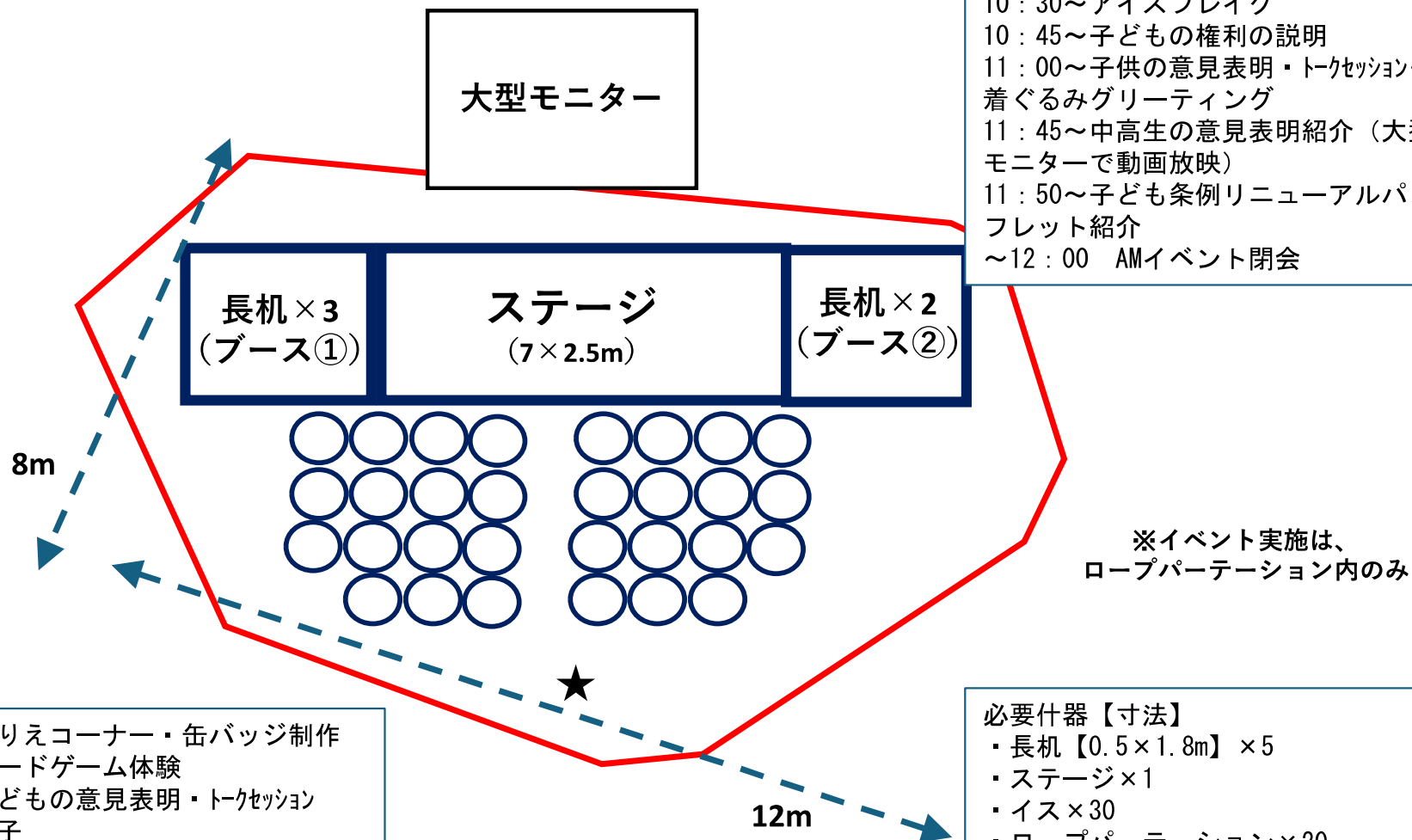
(7) 著作権等

- ア 成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に調査・処理を行うものとし、当該費用も見積額及び契約額に含むこと。
- イ 本業務に関する著作権（作成過程で作られた素材等の著作権も含む。）及びその他の権利は、すべて委託者に帰属するものとし、今後、作成物を利用・複製する際に、団体・個人の同意や同意に伴う金銭の支払いが発生しないようにすること。
- ウ 委託者と受託者が協議の上、欠かすことのできないと認めた構成素材のうち、当該著作権を委託者に帰属させることが困難なものについては、上記ア及びイに記載の限りではない。
ただし、当該素材を使用する前に受託者は委託者に申し出を行うこと。

AMブースレイアウト
(10:00~12:00)

周知啓発イベントレイアウト図(案)

<タイムスケジュール案>
 10:30~アイスブレイク
 10:45~子どもの権利の説明
 11:00~子供の意見表明・トークセッション+
 着ぐるみグリーティング
 11:45~中高生の意見表明紹介(大型
 モニターで動画放映)
 11:50~子ども条例リニューアルパン
 フレット紹介
 ~12:00 AMイベント閉会



※イベント実施は、
ロープパーテーション内のみ

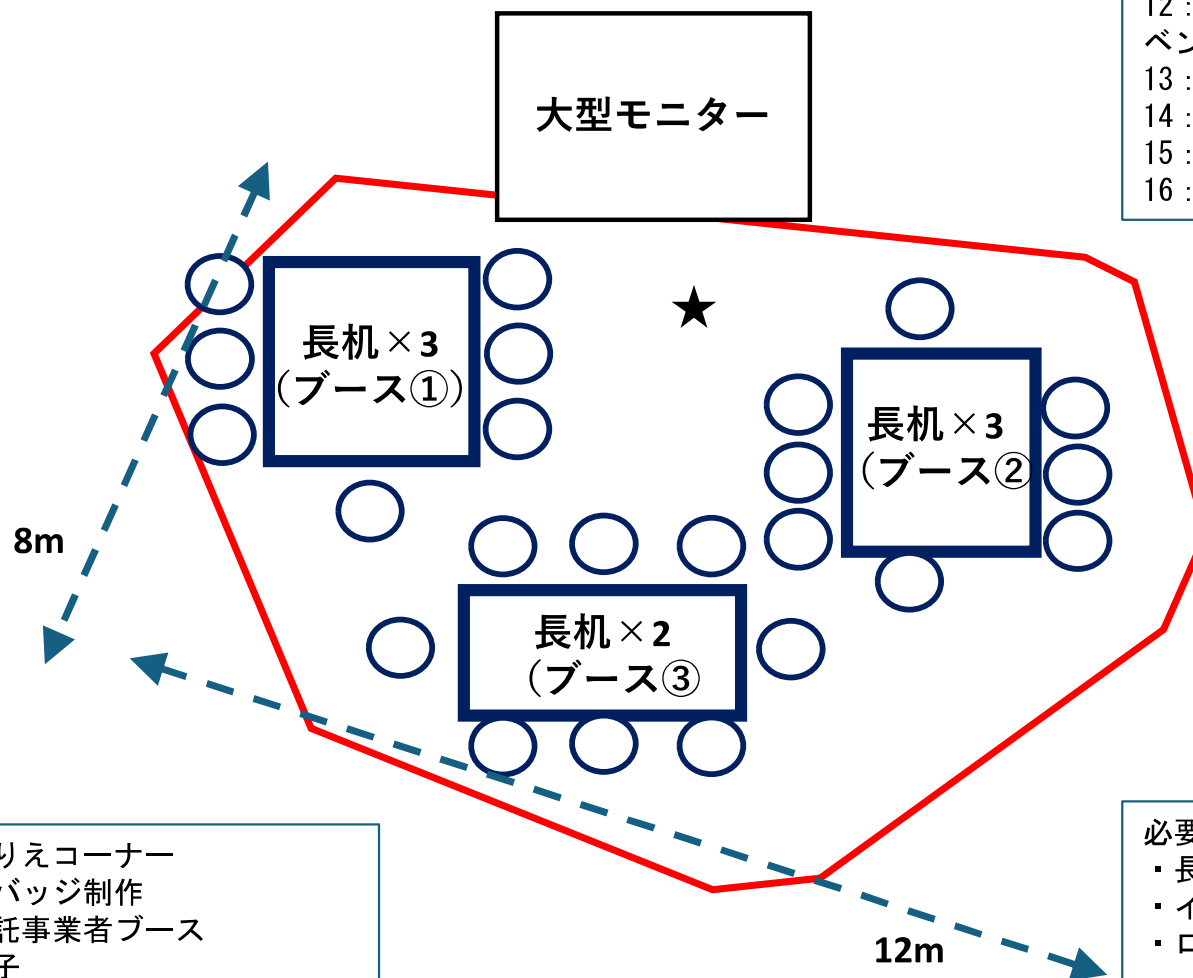
ブース① : ぬりえコーナー・缶バッジ制作
 ブース② : カードゲーム体験
 ステージ : 子どもの意見表明・トークセッション
 ○ : 椅子
 ★ : 着ぐるみ展示
 赤枠 : ロープパーテーション

必要什器【寸法】
 ・長机【0.5×1.8m】×5
 ・ステージ×1
 ・イス×30
 ・ロープパーテーション×20

PMブースレイアウト
(13:00~16:00)

周知啓発イベントレイアウト図(案)

<タイムスケジュール案>
 12:00~13:00 場面転換 (AM→PMイベント)
 13:00~16:00 ブース運営
 14:00~着ぐるみグリーンティング
 15:00~着ぐるみグリーンティング
 16:00~17:00 撤収



※イベント実施は、
ロープパーテーション内のみ

必要什器【寸法】
 ・長机【0.5×1.8m】×8
 ・イス×23
 ・ロープパーテーション×12

ブース①：ぬりえコーナー
 ブース②：缶バッジ制作
 ブース③：委託事業者ブース
 ○：椅子
 ★：着ぐるみ展示
 赤枠：ロープパーテーション